

薬学部動物実験センター利用の手引き

愛知学院大学

薬学部動物実験センター運営委員会

平成18年 7月21日作成
平成24年 4月 2日改訂
平成24年度版

目次

動物実験実施までの手順	2
動物実験センターの利用について	6
利用の諸手続	
動物の飼育管理	
飼育室・実験室の利用方法	
飼料、チップ、飼育用器具類の利用について	
廃棄物について	
その他	
動物実験センター平面図	12
愛知学院大学動物実験指針	13
愛知学院大学薬学部動物実験センター運営委員会内規	15
愛知学院大学薬学部動物実験委員会規程	16
愛知学院大学薬学部動物実験指針	17
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準	18
動物実験に関する指針	24
各種書類	29
動物実験センター使用登録書	
動物実験計画書	
動物購入・譲受書	
動物実験計画書（歯学部書式）	
動物購入・譲受書（歯学部書式）	
動物実験終了（中止）報告書	
機器搬入届	
遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託 届出書	
未登録者一時入室申請書	
過去にあったセンター利用上不適切な事例	39
23 年度実験動物使用実績	40
薬学部動物実験センター利用記録	41
実験動物 使用記録（薬学部動物実験センター外用）	42

動物実験実施までの手順

1, 動物実験センター使用登録書の提出（運営委員会へ提出）



2, 動物実験計画書の提出

・薬学部動物実験センターで実施する場合

→薬学部書式を薬学部動物実験委員会へ提出→page 3へ

・センター以外の薬学部棟内で実施する場合

→薬学部書式を薬学部動物実験委員会へ提出→page 4へ

・歯学部動物実験センターで実施する場合

→歯学部書式を薬学部動物実験委員会へ提出→page 5へ

薬学部動物実験センターで実施する場合

動物実験計画書（薬学部用書式）の提出
（薬学部動物実験委員会へ提出）



飼育スペースの確認



業者に入荷日等の確認



運営委員会へ動物購入・譲受書の提出



講座単位で業者に動物の発注



実験者による動物の受け入れ

（運営委員会へ明細書コピーの提出、動物実験センター利用記録の記入（8階センター
更衣室に設置））



実験の開始

（飼育方法の詳細は利用の手引きを参照）



実験計画の終了あるいは中止



動物実験終了（中止）報告書の提出

（運営委員会へ提出）

センター以外の薬学部棟内で実施する場合

動物実験計画書（薬学部用書式）の提出

（薬学部動物実験委員会へ提出）



業者に入荷日等の確認



講座単位で業者に動物の発注



実験者による動物の受け入れ

（実験動物使用記録の記入（8階センター前に設置））



実験の開始



実験計画の終了あるいは中止



動物実験終了（中止）報告書の提出

（運営委員会へ提出）

歯学部動物実験センターで実施する場合

動物実験計画書（歯学部用書式）の提出

（薬学部動物実験委員会へ提出）



収容スペースの確認

（歯学部動物実験センター：内線 1504）



講座単位で業者に動物の発注



動物搬入届け（歯学部書式）の提出

（原則として一週間前までに歯学部動物実験センター管理室へ）（実験動物使用記録の記入（8階センター前に設置））



管理者による動物の受け入れ



感染、発ガン実験あるいは特殊試料や遺伝、育種、繁殖を伴う場合の飼育管理は利用者が行う（飼育器具の洗浄は管理室が行う）



実験開始後は所定のラベルに実験番号等を明記



実験終了後の死体はノートに記帳しフリーザーに収納



使用済み飼育器具を洗浄室に搬出

飼育に必要な飼料、床敷の経費は、その月の飼育匹数に応じて管理室から業者に一括発注するが経費は講座負担（特殊飼料の発注は利用者）



実験計画の終了あるいは中止

動物実験終了（中止）報告書（薬学部書式）の提出

（運営委員会へ提出）

1. 動物実験センターの利用について

1-1 利用時間

原則として、24 時間利用できる。ただし、明期（午前 8 時～午後 8 時）の使用が望ましい。
また、消毒、空調点検等により入室できないことがある。

1-2 入退室管理方法

電子キーあるいは動物実験センターを使用する講座に配布した鍵で入退室する。

注 1) 鍵は登録者以外の者に貸与してはならない。違反した場合は、動物実験センター使用上の不利益を生ずることがあり得る。

2. 利用の諸手続

2-1 登録手続き

動物実験センターを利用する者は、以下の手続きにより毎年登録しなければならない。

1) 動物実験センター利用講習会

すべての登録者は、動物実験センター利用講習会を受講しなければならない。継続して動物実験センターを利用する者は、継続従事者向け利用講習会に出席すること。

2) 使用登録

動物実験センター使用登録書に必要事項を記入し、運営委員会に提出する。登録者には運営委員会より登録番号が与えられる。継続して動物実験センターを利用する者は、継続従事者向け利用講習会に出席すれば、自動的に使用登録も更新される。また、動物実験センターを使用する講座に、動物実験センター運営委員会（以下、運営委員会）を通じて薬学部事務室より 2 本ずつ鍵を貸し出す。各講座動物実験センター運営委員（以下運営委員）が責任を持って鍵の管理をする。

3) 未登録者の一時入室について

共同研究などにより、学部外の研究者が一時的に入室する必要がある場合は、未登録者一時入室申請書を運営委員会へ提出する。入室する際は、必ず登録者が同伴する。

2-2 実験動物購入手続き

動物実験センターで飼育する動物は、SPF、あるいは、クリーン動物とし、一定の飼育基準を満たした生産飼育施設からのみ、動物の供給を受けることができる。動物の納入方法についても、輸送時の感染・動物の衰弱の可能性の少ない方法で動物を輸送しなければならない。

動物の納入にあたっては、事前に生産事業所から生産基準・輸送基準、及び抗体検査・微生物検査・鏡検などの結果を記載した動物検査報告書などを運営委員会に提出すること。

動物の納入は原則として生産業者が納入するものとし、生産者以外から譲渡する場合には事前に運営委員会の承認を受けなければならない。

1) 動物実験計画書の提出

動物実験計画書に必要事項を記入し、所属講座主任（指導教員）の許可を受け、運営委員会へ提出する。

2) 指定生産業者からの購入

- a) 生産業者のうち、動物検疫報告書を定期的に提出している生産業者を指定生産業者とする。
指定生産業者から動物を購入する場合には、事前の承認を必要としない。(日本 SLC、日本チャールスリバー、日本クレア etc)
- b) 動物飼育前に運営委員会に動物の飼育状況を確認し飼育許可を受けてから、動物購入・譲受書に必要事項を記入し、所属講座の運営委員の署名捺印を受け、運営委員会へ提出する。動物の発注は各講座で行う。

3) その他の生産業者からの購入

- a) 購入希望生産業者から生産基準・輸送基準・動物検査報告書、および、事業所の概略を記した文書を運営委員会に提出して、事前に購入の許可を得る。
- b) 指定生産業者からの購入と同様の方法で、動物購入書を提出する。

4) 他大学・研究機関からの譲受

- a) 譲り受けようとする動物飼育施設から飼育基準・動物検査報告書を受け、動物の輸送方法を記した書面と共に運営委員会に提出して、事前に譲受の許可を得る。
- b) 動物購入・譲受書に必要事項を記入し、所属講座の運営委員の署名捺印を受け、運営委員会に提出する。

5) 遺伝子操作マウスの購入・譲受

遺伝子操作マウスの搬入を希望する場合は、

- a) 1. 遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託 届出書(提供元に記入を依頼)
2. 微生物検査結果
3. 遺伝子組換え動物の情報(データシート、論文のコピー等)
を動物実験委員会へ提出して、事前に搬入の許可を得る。
- b) 動物購入・譲受書に必要事項を記入し、所属講座の運営委員の署名捺印を受け、運営委員会に提出する。

6) 購入・譲受後の手続き

- a) 業者あるいは譲渡機関より、動物を購入あるいは譲受した後、実験者は明細書あるいは受取書のコピーを運営委員会に提出する。
- b) 動物実験センター更衣室のロッカーの上に設置してある、「動物実験センター利用記録」に、必要事項を記入する。
- c) 歯学部や学生実習室など、動物実験センター以外で実験動物を飼育する場合は、動物実験センター前の実験台に設置してある「実験動物使用記録」に必要事項を記入する。

7) 遺伝子操作マウスの譲渡

遺伝子操作マウスを他研究機関へ譲渡する場合は、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託届出書を譲渡先の動物実験委員会へ提出する。

3. 動物の飼育管理

動物実験センターにおける動物の飼育は、『愛知学院大学薬学部動物実験指針』に基づき、動物の福祉を念頭において実施されなければならない。動物の日常の世話、清掃などの飼育業務は利用者各人が行わなければならない。

動物の飼育管理にあたり、利用者は次の事項に留意すること。

- 1) 動物実験センターに動物を搬入した後の運搬用資材は、分別（p.11 6,廃棄物 について参照）して所定の場所に廃棄すること。運搬用の箱自体がプラスチックの場合は、床敷きを捨てた後ゴミ袋に入れ、東門南側のゴミ捨て場、あるいは薬学部棟西側通用口前のゴミ捨て場（茶色コンテナ）へ出しに行く。その際、ゴミ袋の事業所記入欄に愛知学院薬学部と記入する。
- 2) 動物を飼育している利用者は、原則的に毎日動物の観察を行い、餌・水の残量の確認、逃亡動物あるいは死亡動物の確認、その他、動物の感染症等の疾患に対して万全の措置を取らなければならない。
- 3) 感染症に罹患していると思われる場合は直ちに運営委員会に連絡を取り、事後処理について指示を受けなければならない。
- 4) 利用者各人が日常の飼育業務を行う場合には次の事項を厳守すること。
 - 飼育ケージにはフィルターキャップをかけて飼育する。使用後は、洗浄室シンク下へ集める。
 - 床敷き、飼育容器は1週間に少なくとも1回は交換すること。水の補給、交換は適宜行い、給水瓶は1週間に少なくとも1回は交換すること。床替えの際には、必ず使用済みケージを洗浄すること。汚れた床敷きのみを交換することは認めない。
 - 使用後のケージは廊下などに汚物等が落ちないように注意して洗浄室に運び、チップは汚物専用ゴミ箱に捨て、ケージおよびフタを洗浄する（チップ捨て→濯ぎ→ブラッシング→シンク内で殺菌剤浸け置き（10分間）→乾燥）。洗浄したケージは、乾燥棚で乾燥させ、乾燥後、速やかに保存棚に移す。給水瓶は殺菌剤浸け置き（10分間）→濯ぎの順序で洗浄し、乾燥棚で乾燥させ、乾燥後、保存棚へ移す。
 - 少数のケージを洗う場合は、シンクではなく、大ケージに水を張って代用しても良い。この場合、大ケージ一杯の水に対し、ピューラックス S 50 ml を加える。
 - 殺菌剤はピューラックス S をシンク一杯（240 L）に対して 800 ml、バケツ一杯に対して 50 ml 入れる。ピューラックス S は 6% 次亜塩素酸ナトリウムである。使用する際は防水エプロンを着用し、目や皮膚、手術着に付かない様注意する。
 - すべての飼育容器類は、速やかに洗浄し、シンク、乾燥棚に長時間放置しない。
 - 作業終了後、実験台、架台、作業台、床面等は清掃し、常時清潔に保つように心がける。

4. 飼育室・実験室の利用方法

動物飼育室、実験室およびその関連施設は、常に衛生的に利用し、病原微生物（および害虫）の発生・拡散を未然に防ぐことに細心の注意を払うこと。

歯学部動物実験センターと薬学部動物実験センターで実験動物を同時に飼育する利用者は、同一日に両飼育室に入室する必要がある場合は、① 歯学部動物実験センター、② 薬学部動物実験センターの順序で入室すること。

同一日に、他の動物飼育施設を利用した者、あるいは、自宅でペット飼育している者は、原則として入室を禁止する。

風邪など感染性疾患を患っている者は入室できない。

動物実験センター内の全窓は開放を禁止する。

4-1 入退室方法

入室に際し、動物実験センター外で着用していた実験衣は廊下で脱ぎ、飼育室では設置してある専用の手術着と専用のサンダルを使用すること。白衣など、設置してあるもの以外を使用したい場合は、薬学部動物実験センター専用であれば、使用することができる。

1) 入室方法

- a) 電子キーあるいは使用登録者のいる講座に配布した鍵を使用して前室へ入室する。
- b) 下足を脱ぐ。
- c) 備え付けの消毒液を手に噴霧する。
- d) 備え付けの手術着、マスク、キャップ、手袋を着用する。手袋には、消毒液を噴霧して消毒する。
- e) 入退室記録を記入する。
- f) 廊下に出て、サンダルを履く。
- g) 飼育室に入る。

不必要に他の飼育室に入ることは控える。また、洗浄室と飼育室の往来は最小限に留める。

2) 退室方法

- a) 使用済みのマスク、キャップ、手袋は前室に備え付けてあるゴミ箱に分別して捨てる。
- b) 使用した手術着は前室で脱衣して、ハンガーに掛ける。ただし、汚れがひどい場合は動物実験センター出入口の外に備え付けてある箱に入れ洗濯に出す。
- c) 入退室記録を記入する。

4-2 飼育室・処置室

- a) 動物実験センター内の空調は常時 ON にしておくこと。
- b) 飼育室の扉を長時間開放しないこと。
- c) 動物は指定された飼育室で飼育し、飼育容器を移動させる場合には運営委員会の了承を得ること。
- d) 動物実験センター外に持ち出した動物は、動物実験センター内には戻さない。薬物投与、採血等の処置はできる限り飼育室内で行い、手術は処置室内で行うこと。処置室に移動した実験動物は原則1ヶ月を上限として処置室アイソラックで飼育する（飼育室に戻すことは出来ない）。処置室アイソラックを使用する場合は、飼育予定期間等を備え付けのノートに記入する。
- e) トランスジェニックマウス等の遺伝子操作マウスは飼育室3室、4室で飼育することができる。
- f) 使用後は、架台、作業台などを拭き、床面は清掃して飼育室内は清潔に保つこと。
- g) 全実験動物には、耳タグあるいはその他の方法でマーキング等を行い、動物が逃亡しても飼育者がわかるようにしておく。

- h) 動物を誤って逃亡させしまった場合、責任を持って捕獲すること。
- i) 飼育ケージには、所属、氏名、連絡先（内線番号）をわかりやすく記入すること。
- j) 処置室は共用し、使用後はすべての実験器具等を片づけ、実験台、作業台、および、床面等は清掃し、室内を常時清潔に保つこと。

5. 飼料、チップ、飼育用器具類の利用について

本動物実験センターで使用するチップやケージ、給水瓶、餌箱などの飼育用器具類は、すべて殺菌したものを使用する。殺菌した用具等は所定の場所に保管してあるので、利用者は使用することができる。使用に際しては、汚染防止のための細心の注意を払わなければならない。

5-1 飼育用器具類

- a) 殺菌済み飼育器具類は洗浄室の保管棚に保管してある。
- b) 未使用の給水瓶、給餌器、ラベル類は廊下の棚の中に保管してある。
- c) 器具洗浄用の殺菌剤、洗剤などは洗浄室に保管してある。

5-2 チップ・飼料

- a) チップは滅菌済みチップを使用し、チップは汚染しないように専用のスコップを用いて取る。また、チップが吸水により膨張するため、使用量は床面が若干見える程度が適当である。
- b) 飼料も専用スコップを用い、直接手で扱わないこと。
- c) チップ、飼料は飼育室前廊下の倉庫に保管してある。在庫が無くなったら、8階臨時倉庫より補充し、運営委員会委員長へ報告する。
- d) 特殊飼料は講座名、内線番号を明記し、使用者が責任をもって管理すること。

5-3 実験器具等の搬入・搬出について

- a) ケージ、給水瓶等の飼育容器は動物実験センター所定品を使用し、特殊飼育容器の使用については運営委員会です許可を受けるものとする。動物実験センター所有の飼育容器を、センター外に持ち出して使用する場合は、所定の消毒を行いセンター内に搬入すること。
- b) 実験装置、機械等を動物実験センター内に持ち込む時は、機器搬入届を運営委員会へ提出し、許可を受けなければならない。
- c) 手術用具など滅菌可能な器具類は、オートクレーブ等で滅菌してから持ち込むこと。
- d) オートクレーブ滅菌ができない物品は、分解できる装置・機械類は分解し、内部まで十分に清掃・消毒すること。しかし、ゴキブリの卵等は消毒剤や紫外線等では死滅しにくいので、古い実験機器等はできるだけ持ち込まないこと。

6. 廃棄物について

6-1 動物屍体の処理

- a) 動物の屍体は、ポリ袋に入れて8F倉庫（電子キーあるいは動物実験センター更衣室内にあるロッカーにかけてある鍵を使用）にあるフリーザーに収納すること。この際、血液等が外に漏れ出ないように注意すること。
- b) 針やアルミホイルなどは入れないこと。
- c) フリーザーの上のノートに、日付、講座、氏名、動物の種類、匹数を記帳すること。

6-2 可燃物の処理

- a) 血液等の付着していない可燃物は、飼育室前廊下、洗浄室内のゴミ箱に捨てる。ただし、できる限り研究室に持ち帰り廃棄すること。
- b) 血液の付着したアルコール綿・ペーパータオル等は、ポリ袋に入れて洗浄室にある医療用廃棄物専用ゴミ箱に捨てる。
- c) 床敷きは洗浄室内のポリバケツに捨てる。床敷きの量が八分目になったら、センター前廊下のポリバケツへ移動させる。その際、ゴミ袋の事業所記入欄に愛知学院薬学部と記入する。
- d) 動物搬入用資材の段ボールは、床敷きを捨て、プラスチックを取り外した後、ガムテープでまとめ、8階の階段付近へ出しておく。

6-3 不燃物の処理

- a) 血液の付着した針、シリンジは、洗浄室にある医療用廃棄物専用ゴミ箱に捨てる。また、感染の防止のため、飼育室、処置室には絶対に放置しないこと。
- b) 血液等の付着していない不燃物は、その都度研究室に持ち帰り廃棄すること。

7. その他

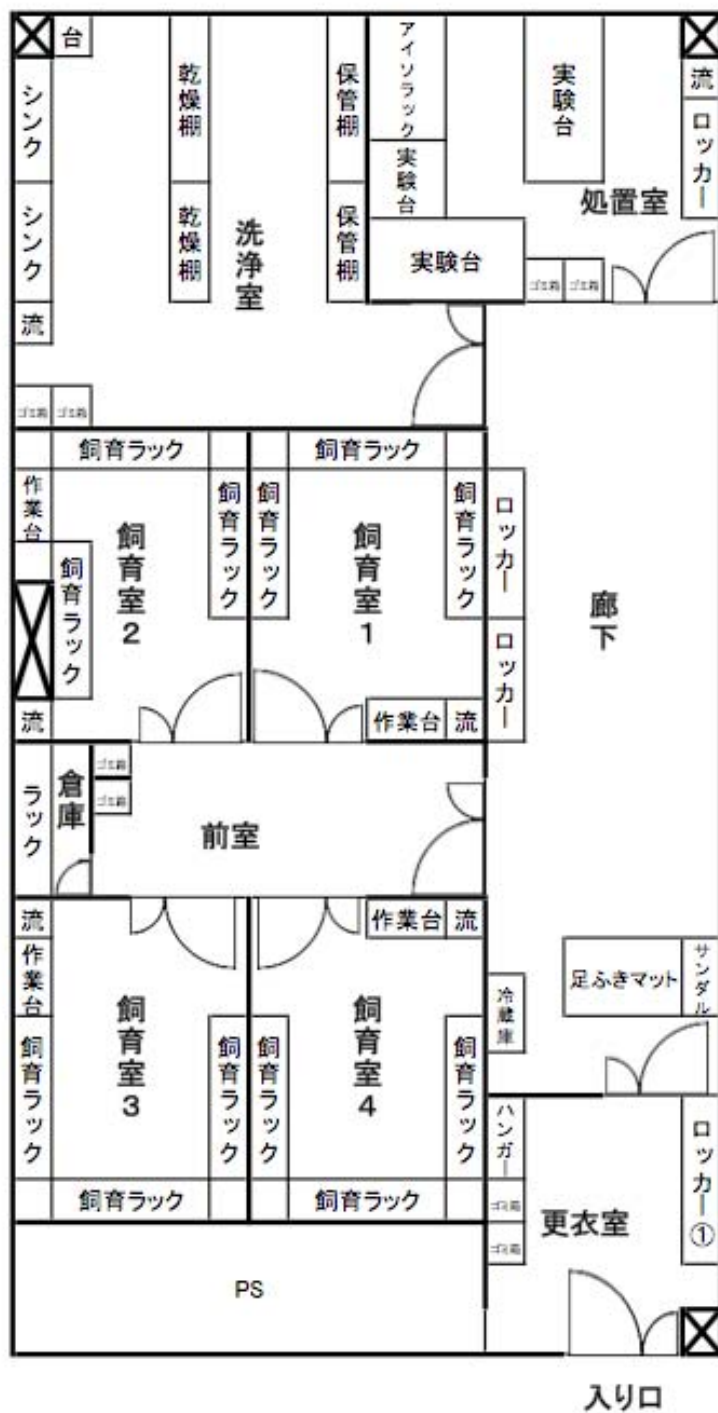
- a) 飼育室は午前8時～午後8時まで自動的に点灯している。
- b) 動物実験センター内で飲食はしてはならない。
- c) 利用者は、動物実験センターの空調設備、天井・壁・床、その他付帯設備等に異常がみられた場合は、速やかに運営委員会委員長あるいは副委員長に報告すること。

* 付帯設備とは備え付けの処置台、照明器具、電気関係スイッチ、流し、給水、給湯設備などをいう。

<緊急時の連絡先>

運営委員会委員長	薬用資源学講座	井上 誠	
		大学:内線 2310、ダイヤルイン 052-757-6792	携帯:090-5102-8550
運営委員会副委員長	衛生薬学講座	佐藤 雅彦	
		大学:内線 2300、ダイヤルイン 052-757-6790	携帯:080-6945-3275

動物実験センター平面図



愛知学院大学動物実験指針

平成 23 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この指針は、愛知学院大学（以下「本学」という。）において動物実験を実施するにあたり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年日本学術会議策定）に基づき、動物実験を含む研究及び教育活動に対する本学の教職員（実験助手等を含む）及び学生の依るべき指針を定め、科学的観点のみならず動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この指針は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物を用いた全ての動物実験に適用する。

2 哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物以外の動物を実験に用いる場合においても、この指針の趣旨を尊重するものとする。

(野生動物に対する配慮)

第 3 条 野生動物を実験に用いる場合には、自然保護に十分配慮し、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年条約第 25 号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）等に抵触してはならない。

(学長の責務)

第 4 条 学長は、本学で実施されるすべての動物実験の実施に関して統括管理する。

(学部規程の制定)

第 5 条 動物実験を実施する学部は、あらかじめ動物実験に関する規程（以下、「学部規程」という。）を制定し、学長の承認を得なければならない。

(指針及び規程の遵守)

第 6 条 動物実験の計画及び実施にあたっては、この指針及び学部規程を遵守しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第 7 条 動物実験を実施する学部は、この指針及び学部規程等への適合性に関し、定期的に自己点検、評価及び検証を行い、その結果を学長に報告するものとする。

(情報公開)

第8条 動物実験を実施する学部は、動物実験に関する自己点検、評価及び検証の結果、並びに実験動物の飼養及び保管の状況等に関する情報を公表するものとする。

(指針の改廃)

第9条 この指針の改廃は、代表教授会の議を経て行う。

附則

この指針は、平成23年12月1日から施行する。

愛知学院大学薬学部動物実験センター運営委員会内規

平成 18 年 4 月 5 日

(委員会の目的)

第 1 条 委員会は薬学部動物実験センターでの教育学術研究用動物の飼育管理に関する事柄について協議し、施設の円滑な管理運営に必要な事項を定める。

(委員会の審議事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験センターの運営に関すること。
- (2) 動物実験センターの運営上必要な経費に関すること。
- (3) その他運営に必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条

1. 委員会は、次の委員をもって組織する。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 委員長 (教授会構成メンバー) | 1 名 |
| (2) 動物を扱う講座の教員 | 各 1 名 |

2. 委員長の所属する講座は委員長とは別に一名の委員を任命することができる。
3. 副委員長を置くことができる。
4. 委員長は教授会で決定されるが、副委員長は委員会に於いて互選し決定する。
5. 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 4 条

1. 委員会は委員長が必要と認めた時に招集する。
2. 委員会は委員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。欠席する場合は委任状提出をもって出席に代えることができる。
3. 議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは委員長が決する。

附則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

愛知学院大学薬学部動物実験委員会規程

(設置)

第1条 愛知学院大学薬学部動物実験指針(以下「指針」という。)に基づき、愛知学院大学薬学部(以下「薬学部」という。)に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 1. 委員会は、指針の適正な運用に関する必要事項を審議する。
2. 委員会は、薬学部における動物実験の計画の立案または実施について、指針に基づき、適切な指導・助言等を行う。

(構成)

第3条 1. 委員会は、次の各項に掲げる委員をもって構成する。
(1) 薬学部動物実験センター運営委員長
(2) 薬学部動物実験センターの運営・管理にかかわる教員 2名
(3) 薬学部動物実験センターを使用していない講座の教員 2名
2. 委員は、薬学部長が教授会の議を得て委嘱する。

(任期)

第4条 1. 委員(第3条第1項第1号の委員を除く)の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 1. 委員会に委員長をおき、委員長は薬学部動物実験センター運営委員長と動物実験センター管理者を兼任する。
2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議の開催)

第6条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 本規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の議を経て委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

愛知学院大学薬学部動物実験指針

1. 目的

この指針は、愛知学院大学薬学部（以下「薬学部」という。）において動物実験を計画し、実施する際に日本実験動物学会の「動物実験に関する指針」の主旨に則り、科学のおよび動物愛護の観点から適正な実験を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、薬学部において実施するすべての動物実験に適用する。

3. 動物実験委員会

- (1) 薬学部における動物実験指針の適正な運用を図るために、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会の組織に関する事項は別に定める。

4. 実験計画の立案

- (1) 実験者は動物実験を医学・薬学的知識の向上と人類福祉に役立つものに限り、かつ動物の福祉に配慮しなければならない。
- (2) 実験者は、実験の範囲を研究目的に必要な最小限度に留めなければならない。そのため科学的観点から最も適正な実験動物種の選択、実験方法の検討を行わなければならない。
- (3) 立案された研究計画について実験者は、必要に応じて委員会の助言および指導を求め、有効かつ適正な実験を行うよう努めなければならない。また、実験者は、実験系を実験動物以外の系に求める努力が必要である。
- (4) 実験者は、供試動物の選択にあたって、実験成績の精度並びに再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的あるいは、微生物学的品質、育成環境等を考慮しなければならない。特に微生物学的品質に関しては、動物実験センター内ではその管理者（以下「センター管理者」という）の指示に従わなければならない。

5. 動物の導入

- (1) 実験者は、動物を施設に導入するにあたり、納入業者、入荷年月日を動物実験センター運営委員会（以下「運営委員会」という）に報告しなければならない。また、入荷動物の健康状態を確認し死亡・発病等の異常が認められたときには運営委員会に報告しなければならない。
- (2) 実験者は、導入された動物を新しい飼育環境に馴化させるように努めなければならない。

6. 実験中の動物の飼育管理

- (1) 実験者は、センター管理者と協力して動物実験の施設や設備の適切な維持管理を行い動物の健康および安全に充分留意し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行い可能な限り清潔で快適な環境で飼育するようしなければならない。

- (2) 実験者は、実験中のみならず、施設導入時から不要処分にいたる全ての期間にわたって動物の状態を仔細に観察し、適切な処置を施さなければならない。
- (3) 飼育室および飼育機器は動物の逃亡を防ぐとともに外部からの汚染源の流入を防ぐものでなければならない。

7. 実験操作

実験者は、固定その他の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないように麻酔などに配慮しなくてはならない。苦痛についての判断は、必要な場合、委員会の判断を求めるものとする。

8. 実験終了後の措置

実験者は、実験を終了し、若しくは中断した実験動物または疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合には、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）。

9. 安全管理に特に注意を要する実験

物質学的、化学的もしくは生物学的に特に注意を要する試料を取り扱う動物実験を実施する場合、実験者はセンター管理者と協力し、人の安全の確保に努めなければならない。本センターにおいて、病原体を用いた感染実験は認めない。また、飼育環境の汚染により他の動物が障害を受けたり、実験結果の信頼が損なわれないようにするとともに実験施設周辺への汚染防止に努めなければならない。

10. 他の機関で定められた指針等との関係

実験者が所属する学会等他の機関が動物実験に関わる指針を定めている場合にはそれを熟知するとともに、それを遵守しなければならない。もし、その指針等と本指針と矛盾した時は、委員会の判断を求めるものとする。

附則

この指針の変更等は、動物実験委員会の議を経て、教授会の承認を得るものとする。

この指針は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

平成 18 年 4 月 28 日

環境省告示第88号

第1 一般原則

1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

3 周知

実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確保、本基準に即した指針の策定等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。

また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者（研究機関の長等の実験動物の飼養又は保管に関して責任を有する者を含む。）をいう。

- (5) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (6) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (7) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (8) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

- ア. 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。
- イ. 実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- ウ. 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。
- エ. 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(2) 施設の構造等

管理者は、その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。

- ア. 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- イ. 実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- ウ. 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。

(3) 教育訓練等

管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。また、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

2 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺の生活環境の保全に努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者等は、実験動物の飼養又は保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

- ア. 管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。
- イ. 管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。
- ウ. 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。
- エ. 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。
- オ. 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次に掲げるところにより、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
 - (i) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。
 - (ii) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。
 - (iii) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して、実験動物の状況を報告すること。
- カ. 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時の対応

管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

(4) 緊急時の対応

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

5 実験動物の記録管理の適正化

管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うよう努めること。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

6 輸送時の取扱い

実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

- ア. なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。
- イ. 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。
- ウ. 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。
- エ. 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。
- オ.

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。

第4 個別基準

1 実験等を行う施設

(1) 実験等の実施上の配慮

実験実施者は、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。

(2) 事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物

又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼^{けいつい きゆう}等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

2 実験動物を生産する施設

幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとする。ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。また、実験動物の譲渡しに当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たすこと。

第5 準用及び適用除外

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。また、この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月環境省告示第37号）に準じて行うこと。

動物実験に関する指針

(社)日本実験動物学会 ー解説付きー

動物実験は医学と生物学等の生物系の研究におけるもっとも重要な手段であって、実験動物の貢献なくして現代の医学、生物学等の研究成果は語れない。このように、動物実験が重要不可欠であるにもかかわらず、それに対する社会の批判は決して弱いものではない。それは主として、不必要な動物実験、あるいは残虐な動物実験が科学の名のもとに実施されているという誤解に基づくものと思われるが、科学的に適切でない、あるいは動物福祉の配慮に欠ける動物実験が一部で実施されていることも、残念ながら事実である。そこで研究者は、自己の研究に動物実験が真に不可欠であるか否かを検討しておくとともに、実験動物を使わない方法を工夫していくことも必要である。本来、科学的に、かつ動物福祉の観点からも、適正な動物実験の実施は、研究者の自己規制でこと足りるはずである。しかも、すでにわが国では「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和 48 年)および「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」(昭和 55 年)が制定されているので、その厳正な遵守によって適正な動物実験は可能であるということもできる。しかし、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」は、「実験動物」に関するものであって「動物実験」に関するものでなく、将来、わが国で「動物実験」に関する指針が必要となれば、それはしかるべき立場の人々によって検討されることが望ましいという趣旨で作成されたものである。日本学術会議では、昭和 55 年に、内閣総理大臣に対し、「動物実験ガイドライン」の策定を勧告した。また国際的にも、動物実験ガイドラインの策定が要請されるようになってきている。最近の国内外の諸状勢をみるに、いまこそ研究者自らが「動物実験に関する指針」を策定し、研究者自らがこれを守る意思を表明するときである。このような事情を踏まえ、文部省等においては、わが国の大学等における動物実験のあり方について、新たな視点に立って対応するよう作業が進められている。適正な動物実験の実施のために各種の活動を続けてきた(社)日本実験動物学会は、国のこの対応を大いに歓迎するものであるが、大学、その他の試験研究機関等の研究者に自己規制を求めたとしても、実験動物や関係法規についての知識が十分でない研究者もおり、また抛るべき資料も少ない状況で「動物実験に関する指針」を作成することは現実に困難な場合も多い。そこで、当学会は、昭和 60 年に、「実験動物福祉ワーキンググループ」を設置し、適切な動物実験の指針案について検討を続けてきた。昭和 62 年 5 月 22 日開催の第 34 回総会において承認されたこの指針は、今後、大学等が「動物実験に関する指針」を作成するような場合の参考資料となることを意図したものである。

1. 目的

この指針は、大学等において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

【解説】

この指針は、研究、教育機関である大学等に所属する研究者等が、より適正な動物実験実施のために討議し、合意して作成することが望ましい。なお、指針作成にあたっては、科学的な動物実験への配慮は自明のことであるが、研究の場において動物福祉への配慮を求める社会の声にも十分に応えるべきである。

2. 適用範囲

この指針は、当該大学等において行われるすべての動物実験に適用される。

【解説】

大学等においては、中央に動物実験施設をもたないところもあり、あるいは、中央の施設のほかに個別の研究室に動物実験室が置かれているところもあり、当該機関内の動物実験の一元的管理が困難なところもある。しかしそのような場合でも、この指針の適用に例外規定を設けてはならないというのが、本項の趣旨である。

3. 施設、設備、組織の整備

大学等の研究上のニーズ等に則した動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な動物実験の場および飼育設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制の整備を図る必要がある。

【解説】

科学的にはもとより動物福祉にも配慮した動物実験を実施するためには、実験動物学の基本に立った施設、設備、組織の整備が必要である。施設については、一時的に研究室や居室の一部を割いて動物実験に当てるようなことをしてはならない。これは必ずしも、中央に大規模共同利用施設を設ける必要性を指しているのではなく、分散していてもよいから、整備の行き届いた専用区域を用意すべきだという意味である。飼育設備については、実験動物学的な観点から適切なものを選ばなければならない。また、組織については、知識、技術、経験に優れた管理者と飼育技術者を配置する必要がある。これは、科学的にも動物福祉への配慮の点からも必要なことである。実験者の所属する大学等の管理運営の責任者(学長、部局長等)は、以上のような施設、設備、組織の整備に努力しなければならない。

4. 実験計画の立案

1) 実験者は動物実験の範囲を研究目的に必要な最少限度にとどめるため、適正な供試動物の選択、実験方法の検討と同時に、動物実験施設の管理者の協力を得て、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。以上の点を含め、実験計画の立案に当たっては、実験動物の専門家の意見を求めたり、必要に応じて、当該大学等に置かれた動物実験委員会の助言等を求め、有効、適切な実験が行なえるようにする必要がある。

【解説】

科学的な観点からの適切さを欠く動物実験は、科学的に評価できないばかりでなく、動物福祉の精神にも反するものである。実験者は、計画立案の段階で供試動物の種類、品質、数あるいは飼育環境についての検討を行い、入手と飼育管理の可能性等について管理者、飼育技術者と十分に打ち合わせておくべきである。また、あらかじめ実験動物の専門家の意見を徴し、企画された実験が動物に無用の苦痛を与えないように配慮しておくことが望ましい。実験計画の最終的な当否は、動物実験委員会の判断に委ねられる。

2) 実験者は、供試動物の選択にあたって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学的、微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。とくに微生物学的品質に関しては、管理者の指示に従わなければならない。

【解説】

動物実験において重要なことのひとつは、遺伝学的な視点からの検討で、種の決定ののち、必要ならば、品種あるいは系統を選択する。同じ動物種でありながら品種、系統によって薬物代謝、抵抗性、免疫応答等の生物反応に差異が認められることがある。微生物学的な視点からの供試動物の検討も重要である。この微生物学的品質の選択も、原則的には実験者の権限に属することではあるが、実験動物の病原体汚染は、自然あるいは実験処置に誘発されて感染症をひき起こし、動物実験の成績を攪乱する、周囲の健康な動物に感染症を拡げる、あるいは実験者、飼育技術者等に感染病を起こすことがある等の理由で、感染防御に関する管理者の指示を実験者はとくに守らなければならない。実験動物の飼育条件もまた実験結果に重大な影響を及ぼすので、実験者は、計画立案にあたって慎重でなければならない。

5. 動物の検収と検疫

実験者は、動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録する。また実験者は、実験動物の検疫を実施しなければならない。これらの作業は管理者に委嘱できる。

【解説】

到着時の動物の状態の観察、あるいは輸送の記録は、その後の検疫および実験成績の解析に有用な情報を提供することが少なくないので、省略してはならない。また、感染病、非感染病の違いを問わず、健康でない動物を実験に供してはならないそのため、動物の検疫を実施しなければならない。ここでは病気の診断、発病個体の淘汰、治療ばかりでなく、新しい環境への順化という意味も含まれ、具体的には、動物の健康状態が判明し、さらに動物実験に使用できる状態であることが明らかになるまで既存の動物から隔離しておくことを指す。信頼度の高い生産者由来の動物の場合、生産者が添付した微生物モニタリング成績をもって病気の診断に代えることができる。野生の霊長類や野外で捕獲されたイヌ、ネコ等では、導入前の健康状態がほとんど不明なので、慎重な検疫が必要である。なお、動物の検収と検疫は、基本的には実験者の責任においてなされるべきものであるが、経験の浅い実験者の観察眼よりも経験を積んだ管理者や飼育技術者のそのほうが優れているので、管理者、熟練した飼育技術者あるいは実験動物学を習得した獣医師に依頼することが望ましい。なお、イヌ、ネコ、その他の家畜の診療については、獣医師法の適用を受けることに留意しなければならない。

6. 実験動物の飼育管理

1) 実験者、管理者および飼育技術者は、協力して適切な施設、設備の維持、管理に努め、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

【解説】

動物福祉の精神に適いかつ安定した実験成績を入手するため、実験動物の飼育および実験環境を適正に整える必要がある。環境条件(温度、湿度、気流、光、音振動、臭気、塵埃、床敷、ケージ、給水器、飼料、動物室、同居動物、飼育技術者等)は、動物の反応を修飾して実験成績に重大な影響を及ぼす例が多いので、これらの諸条件をコントロールすることはきわめて大切である。これらの因子の作用は複雑、多様でまだ十分に解明されていないが、これを軽視してはならず、実験者は管理者や飼育技術者の指示に従うべきである。また、同居している異種動物の存在、飼育環境を汚染している微生物、実験に用いた化学物質等によって実験成績の安定性が損なわれ、あるいは動物に無用な苦痛を与える場合があるので、異種動物の影響を避けるために動物種別に、微生

物汚染を避けるために由来別に、また、実験処理の影響を避けるために実験別に、それぞれ動物をできるだけ分離飼育する必要がある。

2) 実験者、管理者及び飼育技術者は協力して、実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

【解説】

不断の動物観察は、動物が適正な条件で飼育管理されるべきであるという動物福祉の精神に合致するばかりでなく、実験成績の的確な解析のためにも重要である。とくに実験中の動物の観察は実験者のなすべきことではあるが、日常、動物に接している飼育技術者による動物の状態、行動に関する観察はきわめて有益であるので、実験者は管理者および飼育技術者と密接な連絡をとることが望ましい。実験中の動物がいちじるしく不適切な状態に陥ったときは、実験の中止等の処置も必要である。

7. 実験操作

実験者は、麻酔等の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないように配慮すべきである。このため、必要な場合には、管理者、実験動物の専門家あるいは動物実験委員会の判断を求める。なお、苦痛の排除のための処置は、管理者または飼育技術者に依頼することができる。

【解説】

適切な保定と麻酔は動物福祉のためばかりでなく、科学的に適正な実験のためにも必要である。一般に、適切な保定は動物に与える苦痛をいちじるしく軽減し、実験にあたっての操作を容易にし、かつ人への危害を防止するために施されるが、保定の良否は経験に強く左右されるので、経験の浅い実験者は熟練した管理者または飼育技術者の協力を求めることが望ましい。また、麻酔方法の選択は実験者に任されるものであるが、経験の浅い実験者は、管理者、実験動物の専門家あるいは麻酔処置に熟練した者の助言を受けることが望ましい。実験上の理由によって、やむを得ず無麻酔の動物実験を実施する場合は、管理者や実験動物の専門家等の意見を聞くことが望ましい。

8. 実験終了後の処置

実験者は、実験を終了した動物の処置については、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」に定められているところによって行う必要がある。この作業の一部または全部を管理者または飼育技術者に依頼することができる。

【解説】

実験終了あるいは中断した動物は、致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等によって、速やかに苦痛から開放されるべきである。また、動物の死体等による環境汚染を防ぎ、公衆衛生上の配慮に努める必要がある。これらの作業は実験者の責任で行われることではあるが、管理者や飼育技術者の協力を得ることが望ましい。

9. 安全管理等にとくに注意を払う必要のある実験

物理的、化学的に危険な物質、あるいは病原体等を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、

飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮する必要がある。なお、実験施設の周囲の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払う必要がある。

【解説】

実験において重要なことは、実験精度の向上とともに人の安全確保である。とくに、物理的、化学的、生物的に危険な物質(放射性物質、放射線、病原体、組換え DNA、発癌物質、変異原性物質、その他の安全性未確認物質等)を扱う動物実験においては、人の安全のみならず、飼育環境の汚染に基づく動物の障害の防止、あるいは実験データの修飾の防止に、実験者は積極的に努めなければならない。この種の動物実験には、通常動物実験とは異なる特殊な事情も介在するので、それぞれの実験に合わせて、特段の注意を払う必要がある(大学等において、必要に応じ、安全規則等を整備し、それぞれ遵守すること)。

10. 動物実験委員会の設置

大学等においては、動物実験委員会を設けるなどして、動物実験に関する指針が適正に運用されるように配慮する必要がある。委員会は、当該大学等の実験動物の専門家、実験者および当該大学等が必要と認める者によって構成されることが望ましい。

【解説】

動物実験に関する指針を作成したときにもっとも大切なことは、その指針の適正な運用である。そのため、指針の運用について、適切な指導、助言を行う委員会の設置が必要である。この委員会は、既存の関係委員会の改組、拡充によって組織することも可能であるが、動物管理業務等に関する委員会と混同してはならない。この委員会には、とくに動物実験における動物福祉の問題(実験計画の立案、実験動物の飼育管理、適正な動物実験の実施等)に関する判断機能を賦与させるべきであるが、これらの機能はきわめて重要である。なお、この委員会のメンバーには、研究に無関係な者も加えることが望ましい。

動物実験センター使用登録書

登録番号 ()
 提出日：平成 年 月 日
 受付日：平成 年 月 日

氏 名：			
所 属：			
身 分：			
連 絡 先	電話番号（内線）：		
	E-mail アドレス：		
講習会受講日：	平成	年	月 日
施設使用期間：	平成	年	月 日 ~ 平成 年 月 日

この登録は、平成 年 月 日に動物実験センター運営委員会により承認されました。

動物実験センター運営委員会委員長

印

動物購入・譲受書

平成 年 月 日

実験者名：			
所属：		承認番号：	
動物種：	マウス その他（ ）		
系 統：			
微生物グレード：	SPF クリーン		
週 齢：		体 重：	～
性 別：	♂ ・ ♀		
匹 数：		匹 数／ケージ：	
生産業者：		納入業者：	
譲受先：			
納入（譲受）予定日：	平成 月 月 日		
飼育終了予定日：	平成 年 月 日		
その他の条件：			
搬入飼育室指定 1 2 3 4			
動物実験センター運営委員			

歯学部用

動物実験計画書（新規・継続）

動物実験委員会委員長 殿

平成 年 月 日

講座名	
実験者名	
研究テーマ	
実験実施期間	
使用動物種および数	
動物に与える苦痛の軽減、排除の方法	
本実験が動物に与えるダメージから見た苦痛度の分類 (該当項目に○)	<ol style="list-style-type: none">1. 脊椎動物を用いるが、ほとんど苦痛を与えない実験。2. 脊椎動物を用いるが、小さなストレスまたは、短期間の小さな痛みを伴う実験。3. 脊椎動物を用い、かなりな、しかし、回避できないストレスまたは痛みを伴う実験。4. 無麻酔動物に耐容限界に近い、または、それ以上の痛みを与える実験。
実験の概要	

この実験計画は、平成 年 月 日に動物実験委員会により承認されました。

動物実験委員会委員長

印

歯学部用

動物搬入届

平成 年 月 日

使用目的：			
飼育期間：	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
動物種名：		系統名：	
性別：		週齢又は体重：	
個体数：		納入業者名：	
妊娠動物の場合、光配備又は妊娠日齢：			
発癌・感染実験の場合、使用する有害物質、微生物などの名称：			
名称：			
所属：			
氏名：			
連絡先（内線）：			
備考：			

動物実験終了（中止）報告書

平成 年 月 日

研究責任者（所属・職・氏名）

承認番号（ ）の実験計画について下記のとおり報告します。

実験計画：	終了 ・ 中止
年月日：	平成 年 月 日
動物の使用状況	使用動物： 匹数：
安楽死の方法：	麻酔薬（ ）投与 炭酸ガス 頸椎脱臼
動物の処置：	1) 全保存 <冷凍保存 ホルマリン保存 その他（ ）> 2) 一部保存<冷凍保存 ホルマリン保存 その他（ ）> 3) 焼却（取引業者に委託） 4) その他（具体的に： ）
実験成果：	

愛知学院大学薬学部
動物実験委員会 殿

遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託 届出書

届出研究者氏名：

研究機関・所属：

連絡先 Tel：

E-mail：

下記により、遺伝子組換え生物等を（譲渡・提供・委託）致したく届け出致します。

（いずれかに○をして下さい）

記

組換え DNA 委員 会承認番号	動物種・系統	性別		個体数
		♂・♀		
区分	項目	内容		
	① 法人名および担当責任者氏名 連絡先 Tel	Tel:		
	② 遺伝子組換え生物等の第二種使用をして いる旨			
	③ 宿主または親生物の名称			
	④ 供与核酸の名称			
	⑤ 譲渡者が法第十六条第一号、第二号または 第四号に基づく使用をしている場合には その旨			
	⑥ 本学の拡散防止措置の区分		大臣確認 要 不要	
情報提供の方法	⑦ 文書、FAX、電子メール、容器への表示な ど情報提供の方法			
執るべき拡散防 止措置	⑧ 法令上の執るべき拡散防止措置とその判 断の根拠となる省令の該当事項			
[備考]				

受領者氏名	
所属	
連絡先 Tel：	

殿

遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託 届出書

届出研究者氏名：
 研究機関・所属：愛知学院大学・薬学部
 連絡先 Tel：
 E-mail：

下記により、遺伝子組換え生物等を（譲渡・提供・委託）致したく届け出致します。
 (いずれかに○をして下さい)

記

動物種・系統		性別		個体数
		♂・♀		
区分	項目	内容		
	② 法人名および担当責任者氏名 連絡先 Tel			
	③ 遺伝子組換え生物等の第二種使用をしている旨			
	④ 宿主または親生物の名称			
	⑤ 供与核酸の名称			
	⑥ 譲渡者が法第十六条第一号、第二号または第四号に基づく使用をしている場合にはその旨			
	⑦ 本学の拡散防止措置の区分	大臣確認		
		要	不要	
情報提供の方法	⑧ 文書、FAX、電子メール、容器への表示など情報提供の方法			
執るべき拡散防止措置	⑨ 法令上の執るべき拡散防止措置とその判断の根拠となる省令の該当事項			
[備考]				

譲受者氏名	
所属	
連絡先 Tel：	

未登録者 一時入室申請書

承認番号 ()

提出日：平成 年 月 日

所属：	
動物実験センター運営委員：	
連絡先：	
内線番号：	E-mail アドレス：
一時入室する者	所属、職位、氏名：
	所属、職位、氏名：
	所属、職位、氏名：
使用登録した同伴者	
目的：	
入室日時	月 日 : 時 分 ~ 時 分
<p>この申請は、平成 年 月 日に動物実験センター運営委員会により承認されました。</p> <p style="text-align: center;">動物実験センター運営委員会委員長 印</p>	

過去にあったセンター利用上不適切な事例

- ・ 飼育室、処置室での作業後、実験台、床が清掃されていない。
- ・ 実験終了後、明期であるのに飼育室の照明を消した。廊下の照明を消し忘れた。
- ・ マスク、キャップ、手袋を着けずに入室した。
- ・ マスク、キャップを可燃ゴミではなく、手袋を入れる産廃用の箱に捨てた。
- ・ 血液の付いた針シリンジを、不燃ゴミに捨てた。
- ・ 動物実験センター内倉庫の餌、床敷きが無くなったまま放置されていた。
 - 8階臨時倉庫から、センター前納品場所あるいはセンター内倉庫へ移動、補充し、運営委員長（あるいは薬用資源講座員）へ残量を報告する。
 - センターへ入る際、センター前納品場所に餌などの消耗品が置いてある場合は、センター内倉庫へ移動しておく。
- ・ ケージにかけるフィルターキャップが、ゴミとして捨てられていた。
 - 洗浄室シンク下にて回収（オートクレーブ後再利用）。穴が開いている場合は捨てて良い。
- ・ 洗浄室の床敷きを捨てるバケツが一杯のまま放置されていた。
 - センター前バケツへ移動させる。
- ・ ピューラックス S の原液が手術着につき、穴が開いた。
 - 取扱の際は防水エプロンを着用し、目や皮膚にも付かない様注意する。
- ・ 当番制で行っている毎週の清掃で、更衣室の床掃除が行われていなかった。
- ・ ケージの洗浄後、ピューラックスへ漬け置く時間が分かっていない。
 - 300倍希釈したピューラックスに10分間浸け置きする。
- ・ 更衣室に設置してある利用記録に、使用したケージ数を記入していない。
- ・ 飼育室、洗浄室、処置室の扉を開け放して使用している。
- ・ ハンガーに手術着が掛かっているにもかかわらず、洗濯済みの物を使用し、一回の使用で洗濯に出してしまう。
- ・ 入室記録に個人名を記入しない。
- ・ 乾いているケージの上に、濡れたケージを置いてしまった。
 - 乾いたケージを保管場所へ移動する。
- ・ ラベルホルダーを殺菌後、給水瓶と一緒に乾燥させた。
 - ラベルホルダーにはピューラックスが付いているので別に乾燥させる。
- ・ 死体をフリーザーに入れる際、エーテルを過剰に含んでいる。
 - 適切量で処置し、フリーザー内にエーテルが充満しない様にする。
- ・ センター外で飼育したのに「実験動物使用記録」に記録がない。
 - 動物実験センター前の納品台にある「実験動物使用記録」へ記入する。
- ・ 安楽死処理が不十分で、死体用フリーザー内で実験動物が覚醒した。
 - 安楽死を確認後、フリーザーへ移動させる。

以上

平成23年度 薬学部実験動物使用実績

薬学部動物実験センター内

	マウス
衛生薬学	543
薬品分析学	24
薬用資源学	1,254
合計	1,821

センター外（薬学部棟のみ）

	マウス	ラット	モルモット	カエル
生体有機化学	10			
薬用資源学	274			
薬品分析学	22			
製剤学	5	3		
微生物	104			
衛生薬学	11			
応用薬理学	151	798	26	
臨床薬物動態学		36		49
計	577	837	26	49

総計

マウス	ラット	モルモット	カエル
2,398	837	26	49

2012年3月現在

